

若手医師の留学（海外・国内）を支援します。

《新潟県若手医師留学研修支援事業》

新潟県内で修得又は経験することが難しい医学に関する専門的知識又は高度な技術を、海外留学もしくは県外研修で学ぼうとする若手医師に対し、研修経費を支給します。

令和8年度からの主な変更点

- ✓ 全国の医師が対象！ ✓ 海外留学の場合の支給額が増額！
- ✓ 国内留学の場合の免除要件が緩和！

事業内容

●対象者

申請日時点において次の条件をいずれも満たす者

- ・ 日本の医師免許を取得した日から15年以内の者
- ・ 日本国内の基幹型臨床研修病院での臨床研修を修了済、もしくはもしくは留学研修開始日までに臨床研修が修了見込の者

●募集人数

2名（海外留学1名程度、国内留学1名程度）

●募集期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）17時まで（当日消印有効）

●支援期間

原則として1年以上2年以内

※令和8年7月1日～令和9年3月31日の間に開始予定の留学研修が対象

●支給金額

- ・ 旅行に要する経費（50万円を限度）
- ・ 留学研修にかかる経費

海外留学：月額40万円　国内留学：月額30万円

※1月の滞在日数が30日に満たない月がある場合、当該月分の支給額は滞在日数で日割計算した額とします。

●留学研修生の義務（返還免除要件）

留学研修修了後、速やかに県内の医療機関での勤務を開始し、留学研修経費の支給を受けた期間の支給を受けた期間に3を乗じた期間（海外留学の場合、当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、国内留学の場合、当該期間が1年に満たない場合にあつては1年）以上、勤務すること。

●募集、選考等に関する実務

県が研修資金を拠出し、公益財団法人新潟医学振興会が実務を行う。

（申請書提出先：（公財）新潟医学振興会）

※ 詳細は、『令和8年度 新潟県若手医師留学研修支援事業の留学研修生募集要項』により御確認ください。